

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

小樽市立朝里中学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校がいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

朝里中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。生徒が安心・安全で、意欲をもって充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるもの」「いじめ見逃しゼロ」という認識に立ち、いじめ防止といじめの早期発見・早期対応を図るため、「小樽市立朝里中学校いじめ防止基本方針」を定めます。

朝里中学校
いじめ対策組織
の役割や活動

本校の「いじめ防止対策委員会」は、校長や教頭、主幹教諭、各学年に所属する教員によって構成され、必要に応じ、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家と連携します。委員会では、学校いじめ防止基本方針を見直しや、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組（いじめの実態把握のためのアンケート調査、教育相談、組織的な対応方法の決定等）を推進するなどの活動を行っています。

朝里中学校の
いじめ防止
プログラムの活動

【いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組】

- ・ 道徳教育や人権教育、いじめの未然防止教育に取り組み、いじめのない学校づくりに向けて生徒が主体的に活動するための力を育みます。
- ・ 年2回実施する教育相談（5月、10月）や日常的な生徒との関わりを通して、受容と共感による生徒理解の充実を図ります。
- ・ いじめの実態把握のためのアンケート調査を年9回実施し、積極的ないじめの認知に努めるとともに、いじめ解消に向けて早期に対応します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の朝里中学校のいじめ対策組織担当は、河邊（教頭）です。

連絡先 0134-54-6321（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56	毎日 24 時間
	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電話） （メール）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
後志教育局教育相談電話（電話）	0136-22-2222	

道教委ホームページで、道のにじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター